

水俣病関連情報発信支援事業補助金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、水俣病に関する情報・教訓を広く内外へ発信する活動に対して支援を行うことにより、水俣病に対する偏見をなくし、水俣病の教訓から環境を守ることの大切さを伝え、地域全体が水俣病被害者等を支えるような社会環境づくりを行うため、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(補助金の対象となる期間)

第2条 補助金の対象となる期間は、当該年度、4月1日から3月31日までの期間とする。

(補助事業者)

第3条 補助の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）については、地方公共団体及び民間の団体とし、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

(1) 地方公共団体は、水俣病発生地域の市町とし、水俣市、芦北町、津奈木町、天草市とする。

(2) 民間の団体は、法人格の有無は問わないが、前号に規定する市町に事務所を置き、団体としての組織及び責任所在が明確であって、以下の要件に該当する場合に対象とする。

① 水俣病発生地域の内外に向けた情報発信効果が高く、かつ地域の再生・融和に資する取組みを行っていると思われる団体

② 過去に同種の事業に取り組んだ実績がある団体

(3) 法人格を有しない団体については、以下の要件に該当する場合を対象とする。

① 定款及び寄付行為に準じる規約、会則等を有すること。

② 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）を着実に実施できる事務・組織体制を有すること。

2 前項第2号及び3号にて規定する民間の団体については、次の各号に該当するものとする。

(1) 宗教又は政治活動を主たる目的とした団体でないこと。

(2) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を支持等する団体でないこと。

(3) 暴力団でないこと又は暴力団若しくは暴力団員の統制の基にある団体でないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、次のとおりとする。

(1) 水俣病の教訓を警鐘として後世に伝えるとともに、水俣病問題から派生した環境問題、社会問題、医療、法律等幅広い分野にわたり学ぶ講座等を水俣病発生地域等において開設する事業

- (2) 市立水俣病資料館において、水俣病問題に関する知識と経験を伝えるために資料や教材の作成等を行う事業（補助事業者が地方公共団体の場合に限る。）
 - (3) 水俣病に関する情報発信を強化するための基盤として必要な環境学習拠点等の施設を整備する事業（以下「施設整備事業」といい、補助事業者が地方公共団体の場合に限る。）
- 2 前項の補助対象事業は、次の各号の全てを満たすものとする。
- (1) 取組内容が法令等に違反しないこと。
 - (2) 取組内容が非営利活動であり、公益上の目的がある（特定の団体や個人の利益を目的としない）こと。
 - (3) 国又は県の他の補助事業として採択されていないこと。
 - (4) 国又は県の他の補助事業の対象事業として当該事業実施年度に申請していないこと。
 - (5) 年度内に完了する事業であること。
 - (6) 事業に着手していないこと。
 - (7) 他の団体や個人に補助、助成、交付等を行う事業でないこと。

（補助対象経費）

第5条 補助対象経費（補助金の交付の対象となる経費をいう。以下同じ。）は、補助対象事業を実施するために必要な経費とする。

- 2 前項の補助対象経費は、別表1及び別表2のとおりとする。ただし、補助対象事業の実施に要する経費に係る消費税及び地方消費税のうち、仕入れ控除を行う場合における消費税及び地方消費税相当分を除くものとする。
- 3 次に掲げる収入がある場合は、総事業費から控除するものとする。
 - (1) 国、県以外の団体等からの補助金、交付金、助成金、賛助金等
 - (2) 入場料、出展料、参加料、売上金等の当該事業収入

（補助金の算出方法）

第6条 補助金の交付額は、総事業費から第5条第3項に規定する収入を控除した額と補助対象経費または基準額（知事と協議した額）のいずれか少ない方の額を比較して少ない方の額に10分の9を乗じて得た額（千円未満切り捨て）とする。

（補助金の交付申請）

第7条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によるものとする。

- 2 前項の申請書に添付する書類は、次のとおりとする。
 - (1) 補助金所要額調書（別記第1号様式の2）
 - (2) 事業計画書（別記第1号様式の3）
 - (3) 施設整備事業計画書（施設整備事業を実施する場合に限る。）（別記第1号様式の4）
 - (4) 歳入歳出予算書（見込）抄本（別記第1号様式の5、補助事業者が地方公共団体の場合に限る）
 - (5) 実施設計書（施設整備事業において工事を施工する場合に限る。）

- (6) 事業実施箇所を示す位置図・平面図・公図(施設整備事業を実施する場合に限る。)
- (7) 現況写真(施設整備事業を実施する場合に限る。)
- (8) 事業実施箇所の土地又は建物の登記事項証明書又は権限を有していることを証明する書類(施設整備事業を実施する場合に限る。)
- (9) 団体に関する調書(別記第1号様式の6、補助事業者が民間団体の場合に限る。)
- (10) 役員、職員(事業関連者)名簿(別記第1号様式の7、補助事業者が民間団体の場合に限る。)
- (11) 団体の目的等についての申立書(別記第1号様式の8、補助事業者が民間団体の場合に限る。)
- (12) その他参考となる書類

(補助金の交付の条件)

第8条 補助金の交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業者は、補助事業の一部を他の者に実施させる場合は、この要項の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、知事に届け出なければならない。
- (2) 補助事業者が補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、一般の競争入札に付さなければならない。ただし、補助事業の性質又は目的により一般の競争入札に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争入札又は随意契約をすることができる。
- (3) 補助事業を中止又は廃止する場合には、別記第2号様式による申請書を提出して、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、別記第3号様式により速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により環境大臣が別に定める期間を経過するまでは、別記第4号様式による申請書を、環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について(平成20年5月15日付け環境会発第080515002号、以下「承認基準」という。)に定める包括承認事項に係るものについては、別記第4号様式の2による報告書を知事に提出することとし、前者については知事の承認を受けることなしに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて前号に規定する財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 補助事業の経理を行うに当たっては、当該補助事業以外の事業を厳に区分して行うものとする。
- (9) 特許権若しくは実用新案権を取得することによって相当の収益が新たに生ずる

と認められる場合又は第 15 条の規定による補助金の額の確定後当該事業の対象から除外すべき事由が生じた場合は、交付した補助金の全部又は一部の金額を県に納付させることがある。

- (10) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)が確定した場合は、別記第 5 号様式により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、補助事業者は、当該消費税等相当額を県に納付するものとする。

(決定の通知)

第 9 条 規則第 6 条の規定による補助金の交付決定の通知は、交付決定通知書(別記第 6 号様式)により行うものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第 10 条 規則第 7 条第 1 項の別に定める変更事由は、次に定めるとおりとする。

- (1) 補助対象事業の主要部分(補助目的に関わる事業内容・事業実施箇所・事業実施時期)の変更
 - (2) 事業内容の変更に伴う補助所要額の変更
- 2 規則第 7 条第 1 項の変更申請書は、別記第 7 号様式によるものとし、その添付書類は、次のとおりとする。
- (1) 事業変更計画書(別記第 7 号様式の 2)
 - (2) 変更後の事業内容に係る第 7 条第 2 項に規定する資料
 - (3) その他参考となる資料
- 3 規則第 7 条第 3 項において準用する規則第 6 条の規定による補助事業の内容等の変更の承認通知は、補助金の額に変更が生じるときは変更決定通知書(別記第 8 号様式)に、補助金の額に変更を生じないときは変更承認通知書(別記第 9 号様式)により行うものとする。

(申請の取下げ)

第 11 条 規則第 8 条の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して 30 日を経過する日までとする。

(状況報告)

第 12 条 規則第 11 条の規定による状況報告は、知事が必要であると認めて指示をした場合に行うものとする。

- 2 前項の状況報告は、遂行状況報告書(別記第 10 号様式)によるものとし、その提出部数は 1 部とする。

(しゅん工確認検査)

- 第13条 補助事業者は、施設整備事業について、工事のしゅん工検査後、速やかに補助工事等しゅん工確認検査要請書（別記第11号様式）を知事に提出するものとする。
- 2 知事は、前項の要請書が提出されたときは、熊本県補助工事等確認検査規程（昭和43年熊本県訓令甲第21号。以下「検査規程」という。）に基づくしゅん工確認検査を行うものとし、補助事業者は、当該しゅん工確認検査に工事請負業者等関係者とともに立会いを行うものとする。
 - 3 検査規程第8条第2項の規定による是正の通知は、補助工事等是正通知書（別記第11号様式の2）によるものとする。
 - 4 補助事業者は、是正が完了したときは、補助工事等是正工事完了通知書（別記第11号様式の3）を知事に提出するものとする。
 - 5 知事は、前項の完了通知書が提出されたときは、補助工事等是正工事確認検査を行うものとする。

(実績報告)

- 第14条 規則第13条の実績報告書は、別記第12号様式によるものとする。
- 2 前項の実績報告書に添付する書類は、次のとおりとする。
 - (1) 補助金精算額調書（別記第12号様式の2）
 - (2) 事業実績報告書（別記第12号様式の3）
 - (3) 施設整備事業実績報告書（施設整備事業を実施する場合に限る。）（別記第12号様式の4）
 - (4) 収支精算書（別記第12号様式の5）
 - (5) 歳入歳出決算書（見込）抄本（別記第12号様式の6、補助事業者が地方公共団体の場合に限る）
 - (6) 事業の経過及び完了を証明するに足りる写真
 - (7) 委託契約書又は購入契約書（契約した場合に限る。）の写し
 - (8) 出来高設計書（施設整備事業において工事を施工する場合に限る。）
 - (9) 工事請負契約書の写し（施設整備事業において工事を施工する場合に限る。）
 - (10) しゅん工検査復命書又は工事完了確認書の写し（施設整備事業において工事を施工する場合に限る。）
 - (11) その他事業実施の詳細が分かる資料
 - 3 補助事業の実施期間内において、県の会計年度が終了した場合の年度終了実績報告書は、別記第13号様式によるものとする。
 - 4 前項の年度終了実績報告書に添付する書類は、補助金の経費所要額実績（別記第13号様式の2）のほか、第2項第5号から第11号によるものとする。
 - 5 第1項の実績報告書の提出期限は、補助事業完了後30日を経過した日又は当該事業実施年度の3月末日のいずれか早い日、また、第3項の年度終了実績報告書の提出期限は、当該事業実施年度の3月末日とし、その提出部数は、各1部とする。
 - 6 第1項の実績報告を行うに当たって、仕入控除を行う場合は、補助金に係る消費税及び地方消費税を補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第15条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、補助金交付確定通知書(別記第14号様式)により行うものとする。

(補助金の請求等)

第16条 規則第16条第1項の請求書は、別記第15号様式によるものとする。

2 補助金の交付を概算払により受けようとするときは、前項の規定にかかわらず、補助金概算払申請書(別記第16号様式)及び補助金概算払請求書(別記第16号様式の2)によるものとし、その添付書類は次のとおりとする。

- (1) 委託契約書又は購入契約書(契約をした場合に限る。)の写し
- (2) 工事請負契約書の写し(施設整備事業を実施する場合に限る。)
- (3) その他参考資料

(事業の繰越)

第17条 補助事業は、当該事業年度内に完了しなければならない。ただし、交付の決定後やむを得ない事由のため、当該事業年度内に完了する見込みがなくなったときは、別記第17号様式による報告書を速やかに知事に提出して、その指示を受けなければならない。

2 知事は、前項の報告書が提出されたときは、内容を審査し、繰越承認について別記第17号様式の2により補助事業者に通知するものとする。

(財産処分の制限)

第18条 規則第21条第2項に規定する別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)で定める期間に相当する期間とする。

なお、本補助金で取得した財産処分の制限については、承認基準の規定を準用することとする。

(立入検査等)

第19条 進捗状況を確認する必要がある場合は、規則第22条に基づく立入検査等を行うものとする。

2 前項の規定は、補助事業の終了後においても適用があるものとする。

(証拠書類の保管)

第20条 規則第23条に規定する別に定める期間は5年とし、補助事業者が地方公共団体の場合は、別記第18号様式による補助金調書を作成するものとする。

(書類の提出先)

第21条 この要項に基づき知事に提出する書類は、環境生活部水俣病保健課に提出するものとする。

(報告)

第22条 知事は、補助事業全体の遂行状況を把握するため、補助事業者に、必要な報告を求めることができるものとする。

(雑則)

第23条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成26年3月19日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

この要項は、令和3年(2021年)3月26日から施行する。

別表1

区分	補助対象経費
第4条第1項第1号及び第2号に規定する事業	報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費、広告料、筆耕翻訳料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金
第4条第1項第3号に規定する事業	事業を実施するために必要な本工事費、付帯工事費、調査費及び事務費(以上の経費の詳細は、別表2のとおり)、備品購入費

別表2

区分	費目	細目	内容
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費	工事を施工するのに必要な材料の費用で、買入に要する費用及びこれに伴う運搬費並びに保管料の合計をいう。材料単価については補助事業者において諸種の物価版、他の類似の公共事業の実績等の単価を参考とし、事業実施の時期、地域性を勘案して適正な単価を決定して使用することとする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金であり賃金日額及び歩掛かりについては、類似の公共事業の実績等を参考とし、事業実施の時期及び地域性を勘案して決定する。
		直接経費	工事を施工するのに直接必要な経費で、特許使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用)、水道光熱電力料(工事を施工するのに必要な電力電灯使用量及び用水使用料)及び機械器具損料(工事を施工するのに必要な機械の使用に要する経費(材料費及び労務費を除く。))で類似の公共事業の実績等を参考に決定する。)をいう。
		(間接工事費) 共通仮設費	以下の費用の合計額をいい、類似の公共事業の実績等を参考に決定する。 (1) 工事の施工に必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 (2) 準備、後片付け整地等に要する費用 (3) 機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 (4) 技術管理に要する費用 (5) 交通の管理及び安全施設に要する費用
		現場管理費	請負業者が工事を施工するために必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信運搬費その他に要する費用をいい、類似の公共事業の実績等を参考に決定する。
		一般管理費	請負業者が工事を施工するために必要な諸給与、福利厚生費、事務用品費、通信運搬費その他に要する費用をいい、類似の公共事業の実績等を参考に決定する。

	付帯工事費	土地造成費 搬入道路等工事費 門、囲障等工事費	施設整備の付帯工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	調査費		工事を施工するために必要な調査、測量及び試験等に要する費用
事務費	旅費及び庁費		<p>事業施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費及び庁費(賃金、需用費(消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、光熱水料及び修繕費)、委託料、使用料、賃借料、通信運搬費、監督料及び備品購入費)をいう。</p> <p>事務費は、工事費の金額に対し、4.5%を乗じて得た額の範囲内とする。</p>

別記第1号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

申請者
(住所)
(氏名)

年度水俣病関連情報発信支援事業補助金交付申請書

年度において、下記のとおり水俣病関連情報発信支援事業を実施したいので、補助金 円を交付されるよう、熊本県補助金等交付規則第3条及び水俣病関連情報発信支援事業補助金交付要項第7条の規定により、下記の関係書類を添えて提出します。

記

1 補助事業の名称、目的、内容及び経費の配分

事業の名称	目的・内容	事業費（円）
	事業計画書のとおり	
計		

2 補助金の額及び算出基礎

補助金所要額調書のとおり

3 添付書類

要項第7条第2項に掲げる書

補助金所要額調書

申請者 _____

(単位:円)

事業区分・名称	総事業費 (A)	寄付金その他の収入額 (B)	差引額 (C)=(A)-(B)	補助対象経費の支出予定額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	補助基本額 (G)	補助率	補助所要額 (I)	仕入に係る消費税等相当額 (J)	要補助金額 (K)=(I)-(J)	備考
			0			0	0	9/10	0		0	
			0			0	0		0		0	
			0			0	0		0		0	
			0			0	0		0		0	
			0			0	0		0		0	
			0			0	0		0		0	
			0			0	0		0		0	
			0			0	0		0		0	
計	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	

(注)1. 「総事業費」欄は、補助事業に要する全ての経費を記入すること。

2. 「基準額」欄は、別途知事と協議した額を記入すること。

3. 「選定額」欄は、「補助対象経費の支出予定額」欄と「基準額」欄とを比較して少ない方の額を記入すること。

4. 「補助基本額」欄は、「差引額」欄と「選定額」欄とを比較して少ない方の額を記入すること。

5. 「補助所要額」欄は、「補助基本額」欄に記載された額に「補助率」欄の補助率を乗じて得た額を記入すること。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

6. 「仕入に係る消費税等相当額」欄には当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかな場合については、その額を記入すること。ただし、当該消費税等相当額がない場合には備考欄に「該当無」と、明らかでない場合には「未確定」と記入すること。

7. 各欄とも消費税及び地方消費税相当額を含んだ額とすること。

事業計画書

1 事業の名称			
2 事業の目的			
3 事業の内容			
4 事業実施予定期間	年	月	日から
	年	月	日まで
5 事業実施場所			
6 事業費	区分	金額（円）	備考
	総事業費（A）	0	
	寄付金その他の収入（B）	0	
	差引（C = A - B）	0	
	補助対象経費（D）	0	

7 収支予算書

1 収入

区 分		予算額 (円)	備 考
水俣病関連情報発信支援事業補助金 (国・県分)	ア		
上記以外の補助金等 (名称:)	イ		
その他 (具体的に記入してください)	ウ		
収 入 合 計			—

2 支出

経費内訳		予算額 (円)	積算根拠
補助対象経費となりうる経費			<ul style="list-style-type: none"> ・ 〇円 × 〇回 = 〇円 ・ 〇円 × 〇人 = 〇円 など、詳細に記入してください。
	補助対象経費 計	エ	—
補助対象外経費			
	補助対象外経費 計	オ	—
支 出 合 計 エ～オ			—

※欄が不足する場合は、適宜別紙 (A4サイズ) を添えてください。

※補助対象経費は、要項第5条を参照してください。

8 実施スケジュール（予定）

年 月	実 施 内 容
4月	
5月	
6月	
7月	
8月	
9月	
10月	
11月	
12月	
1月	
2月	
3月	

※欄が不足する場合は、適宜別紙（A4）を添付してください。

別記第1号様式の4（第7条関係）

施 設 整 備 事 業 計 画 書

事業の名称		整備費内訳							
開設者（設置者）及び 経営者	施設名	所在地	区分	費目	数量	単価	金額	備考	
			補助 対象 事業 分			円	円		
施設の規模及び構造等									
敷地の状況	敷地面積 m^2 （自己所有地、借地、買入（予定）地の別）								
事業の種別	（新築、増築、改築の別）								
建物の構造及び面積	（ 造） 階建	建築面積 m^2							
		延べ面積 m^2							
施行計画（事業に伴う予算措置、入札、契約、検収、支払時期等を記入）									
				小 計					
			補助 対象 外 事業 分			円	円		
				小 計					
			合 計						
			その他						
工事の施工方法	（直営、請負の別）								
施工期間	着工 年 月 日 ～ 竣工 年 月 日								

- (注) 1. 事業ごとに別葉に作成すること。
 2. 整備費内訳の「費目」欄は、要項別表2の対象経費に定める費目ごとに区別して記入すること。
 3. 次の書類を添付すること。
 ①補助対象区域の工事設計図、②工事費内訳、③事務費内訳、④現状写真

〇〇年度 歳入歳出予算書（見込）抄本

（歳入）

款 項 目	節	予算現額					付記		
		当初予算額	追加更正予算額	繰越事業費 財源充当額	計	うち国庫補 助金相当分	(事業区分)	(事業区分)	計
							予算現額	予算現額	予算現額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
計									

（歳出）

款 項 目	予算額				流用増△減 額	予算現額		付記		
	当初予算額	追加更正予算額	前年度繰越事業費			うち国庫補 助金相当分	節	(事業区分)	(事業区分)	計
			繰越額	うち国庫補 助金相当分				予算現額	予算現額	予算現額
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	計	千円	千円	千円
計							うち国庫補 助金相当分			

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

（注） 歳入、歳出において事業区分が複数にわたる場合は、付記欄に事業区分ごとに節の内訳を記載すること。（別紙でも可）

別記第1号様式の6（第7条関係）

団 体 に 関 す る 調 書

団体種別		
団体名		
団体の所在地		〒
代表者	氏名	
	住所	〒
	電話	
設立年月日		
団体の目的		
団体会員数		団体会員数 人（うち常勤職員人）
主な活動地域		
これまでの主な活動内容		
団体の財政規模 （支出ベース）		前年度決算 円 今年度予算 円
機関紙の発行		有 機 関 誌 名 （ 発行期間（定期 回／年， 不定 期） 無
担当者 連絡先	氏名	
	住所	〒
	電話	
	E-mail	
他団体等（熊本県を含む。） からの資金助成及び委託 の実績※（過去1年間）		
備考		

別記第1号様式の7（第7条関係）

年 月 日

役員、職員（事業関連者）名簿

団体名 _____

代表者名 _____

役職名	氏名	住所又は居所

※役員及び職員のうち、補助事業に携わる方について記載してください。

別記第1号様式の8（第7条関係）

年 月 日

団体の目的等についての申立書

団体名 _____
代表者名 _____

本団体は、下記のいずれの事項にも該当することを、申し立てます。

記

- 1 宗教や政治活動を主たる目的とした団体でないこと
- 2 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を支持等する団体でないこと
- 3 暴力団でないこと、又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと

別記第2号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

住所
申請者名

年度水俣病関連情報発信支援事業の事業中止（廃止）
承認申請について

年度水俣病関連情報発信支援事業を次のとおり中止（廃止）したいので、
申請します。

1 中止（廃止）の理由

2 中止（廃止）後の措置

別記第3号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

住所
申請者名

年度水俣病関連情報発信支援事業事故報告について
年度水俣病関連情報発信支援事業に事故が生じたので、報告します。

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 事故の内容及び原因
- 3 補助事業に係る収支予算、事故発生までに要した経費の収支状況及び補助金の交付決定額
- 4 事故に対してとった措置及びとるべき措置
- 5 その他必要な事項

熊本県知事 様

補助事業者名

〇〇年度水保病関連情報発信支援事業財産処分承認申請について

年度水保病関連情報発信支援支援事業により取得した財産について、次のとおり処分をしたいので、申請します。

1 処分の種類 (該当するものに○)

(転用 有償譲渡 有償貸付 無償譲渡 無償貸付 交換 抵当権の設定 取壊し又は廃棄)

2 処分の概要

①間接補助事業者		②施設名		③所在地	
④施設(設備)種別		⑤建物構造		⑥処分に係る建物延面積	⑦建物延床面積の全体
		造		m ²	m ²
⑧補助相当額 (処分に係る部分の額)	⑨補助額全体	⑩総事業費	⑪補助年度	⑫処分制限期間	⑬経過年数
円	円	円	年度	年	年
うち	うち				
国庫補助額 円	国庫補助額 円				
県費補助額 円	県費補助額 円	⑭処分の内容			⑮処分予定年月日
⑯譲渡予定額 (譲渡の場合)	⑰評価額	⑱評価額の算出方法 (いずれかに○)			
円	円	定率法 ・ 定額法 ・ 不動産鑑定額			

3 経緯及び処分の理由

4 承認条件としての納付金 (有 ・ 無)

→ 無の場合

(「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」(平成20年5月15日付け環境会発第080515002号)に定める「環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準」(以下「承認基準」という。)の第3「国庫納付に関する承認基準」の該当項目に○)

- 1 地方公共団体 (1)→ (イ(ア) イ(イ) イ(ウ))
 2 地方公共団体以外の者 (1)→ (イ(ア) イ(イ) イ(ウ) イ(エ) ウ エ
 オ(ア) オ(イ))

3 担保に供する処分 (1) (2)

→ 有の場合 (承認基準の第4の1(有償譲渡又は有償貸付)の該当項目に○)

- 1 地方公共団体 (1)a (1)b (1)c (2)
 2 地方公共団体以外の者 (1)a (1)b (1)c (2)

5 添付資料

- ・対象施設の図面(補助対象部分、面積を明記したもの)及び写真
- ・補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し(保管されていない場合は交付額を確認できる決算書でも可)
- ・その他参考となる資料

(記入要領)

1 処分の種類 いずれか該当するものを○で囲むこと。

2 処分の概要

- (1) 「④施設(設備)種別」には、補助金交付額確定時の補助対象施設(設備)又は補助事業に係る施設(設備)名を記載すること。
- (2) 「⑤建物構造」欄には、鉄骨鉄筋コンクリート、鉄筋コンクリート、ブロック造、鉄骨造、れんが造、石造等、建物構造について記入すること。
- (3) 「⑭処分の内容」欄には、次の例のように、財産処分の内容を簡潔に記載すること。

例: ○○施設を□□施設に転用。

○○施設の一部を転用し、○○施設と□□施設に変更。

○○施設の余裕部分(○○室)を□□事業を行う場所に転用。

○○福祉法人○○に譲渡し、同一事業・定員で継続。

○○設備が故障し修理不能となったため廃棄し、代替施設を自己財源で購入。

3 経緯及び処分の理由

財産処分をするに至った経緯と理由を記載すること。

なお、地方公共団体が補助事業者等であって財産処分に伴い用途を変更する場合には、処分対象財産に係る更なる需要が見込めないことなど、地域における関係施策の推進に支障がない旨を確認し、その旨記載すること。

4 承認条件としての納付金

財産処分を承認するに当たり、納付金を国庫に納付する旨の条件が付される場合は「有」に、条件が付されない場合は、「無」を○で囲むこと。

その上で、承認を求める財産処分が該当する承認基準中の該当項目の番号を○で囲むこと。

5 添付書類

- (1) 対象施設の全部を譲渡又は貸付する場合には、対象施設の図面や写真は添付しなくても構わない。
- (2) 補助施設建設工事完了の検査済証、備品納品書、補助施設の事業廃止を証明する資料など、経過期間の確認ができる資料の写しを必ず添付すること。
- (3) その他参考となる資料については、適宜当該財産処分の内容や理由を補足する資料を添付すること。

熊本県知事 様

補助事業者名

年度水俣病関連情報発信支援事業財産処分の報告について

年度水俣病関連情報発信支援事業により取得した財産について、次の処分について、報告します。

1 処分の種類 (該当するものに○)

(転用 無償譲渡 無償貸付 交換 取壊し又は廃棄)

2 処分の概要

①間接補助事業者		②施設名		③所在地	
④施設(設備)種別		⑤建物構造		⑥処分に係る建物延面積	⑦建物延床面積の全体
		造		㎡	㎡
⑧補助相当額 (処分に係る部分の額)		⑨補助額全体		⑩総事業費	⑪補助年度
円		円		円	年度
うち		うち			年
国庫補助額 円		国庫補助額 円			年
県費補助額 円		県費補助額 円			
⑭処分の内容					⑮処分予定年月日

3 経緯及び処分の理由

4 「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」(平成20年5月15日付け環境会発第080515002号)に定める「環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準」の第2の2の該当項目(番号を○で囲む。)

- ・地方公共団体 → (1)ア (1)イ (2)
- ・地方公共団体以外の者 → (2)

5 添付資料

- ・対象施設の図面(補助対象部分、面積を明記したもの)及び写真
- ・補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し(保管されていない場合は交付額を確認できる決算書でも可)
- ・その他参考となる資料

(記入要領)

1 処分の種類 いずれか該当するものを○で囲むこと。

2 処分の概要

- (1) 「④施設(設備)種別」には、補助金交付額確定時の補助対象施設(設備)又は補助事業に係る施設(設備)名を記載すること。
- (2) 「⑤建物構造」欄には、鉄骨鉄筋コンクリート、鉄筋コンクリート、ブロック造、鉄骨造、れんが造、石造等、建物構造について記入すること。
- (3) 「⑮処分の内容」欄には、次の例のように、財産処分の内容を簡潔に記載すること。
例:○○施設を□□施設(定員○名)に転用。
○○施設の一部を転用し、○○施設(定員○名)と□□施設(定員○名)に変更。
○○施設の余裕部分(○○室)を□□事業を行う場所に転用。
社会福祉法人○○に譲渡し、同一事業・定員で継続。
○○設備が故障し修理不能となったため廃棄し、代替施設を自己財源で購入。
- (4) 「⑯評価額」欄には、不動産鑑定額又は残存簿価(減価償却後の額)を記載し、「⑰評価額の算出方法」欄では、当該評価額の算出方法等(定率法、定額法又は不動産鑑定額)を○で囲むこと。

3 経緯及び処分の理由

財産処分をするに至った経緯と理由を記載すること。

なお、地方公共団体が補助事業者等であって財産処分に伴い用途を変更する場合には、処分対象財産に係る更なる需要が見込めないことなど、地域における関係施策の推進に支障がない旨を確認し、その旨記載すること。

4 財産処分承認基準通知の第2の2の該当項目

承認を求める財産処分が該当する承認基準中の該当項目の番号を○で囲むこと。

5 添付書類

- (1) 対象施設の全部を譲渡又は貸付する場合には、対象施設の図面や写真は添付しなくても構わない。
- (2) 補助施設建設工事完了の検査済証、備品納品書、補助施設の事業廃止を証明する資料など、経過期間の確認ができる資料の写しを必ず添付すること。
- (3) その他参考となる資料については、適宜当該財産処分の内容や理由を補足する資料を添付すること。

別記第5号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

住所
申請者名

年度水俣病関連情報発信支援事業補助金の仕入に
係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け水俣保第 号により交付決定があった 年度水俣病関連情報発信支援事業補助金について、水俣病関連情報発信支援事業補助金交付要項第8条第10号の規定により、次のとおり報告します。

- 1 要項第15条に基づく額の確定額
金 円
- 2 補助金の確定時に減額した仕入に係る消費税等相当額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入に係る消費税等相当額
金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2）
金 円
- 5 参考となるその他書類（3の金額の積算の内訳等）

別記第6号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

申請者名 様

熊本県知事

年度水俣病関連情報発信支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のありました 年度水俣病関連情報発信支援事業補助金については、熊本県補助金等交付規則第4条の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので、同規則第6条の規定により通知します。

記

1 補助対象事業名

2 交付決定額

金 円

3 補助の条件

要項第8条各号に掲げる条件を遵守すること。

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

住所
申請者名

年度水俣病関連情報発信支援事業補助金変更申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった

年度水俣病関連情報発信支援事業補助金補助対象事業を下記のとおり変更したいので、熊本県補助金等交付規則第7条及び水俣病関連情報発信支援事業補助金交付要項第10条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助対象事業名

- 2 補助金交付申請額 金 円
（うち前回までの申請額 金 円）

- 3 計画変更の内容
事業変更計画書のとおり

- 4 計画変更の理由
事業変更計画書のとおり

- 5 関係書類
要項第10条第2項に掲げる書類

事業変更計画書

1 事業の名称			
2 変更の理由			
3 変更の内容			
4 事業実施期間	年	月	日から
	年	月	日まで
5 事業実施場所			
6 事業費	区分	金額（円）	備考
	総事業費（A）	0	
	寄付金その他の収入（B）	0	
	差引（C = A - B）	0	
	補助対象経費（D）	0	

7 収支変更予算書

1 収入

区 分		予算額 (円)	変更後予算額 (円)	備 考
水俣病関連情報発信支援事業補助金 (国・県分)	ア			
上記以外の補助金等 (名称:)	イ			
その他 (具体的に記入してください)	ウ			
収 入 合 計				—

2 支出

経費内訳		予算額 (円)	変更後予算額 (円)	積算根拠
補助対象経費となりうる経費				・ 〇円×〇回=〇円 ・ 〇円×〇人=〇円 など、詳細に記入してください。
	補助対象経費 計	エ		—
補助対象外経費				
	補助対象外経費 計	オ		—
支 出 合 計 エ～オ				—

※変更がある場合のみ記載してください。

※欄が不足する場合は、適宜別紙 (A4サイズ) を添えてください。

※補助対象経費は、要項第5条を参照してください。

8 実施スケジュール

年 月	実 施 内 容
4月	
5月	
6月	
7月	
8月	
9月	
10月	
11月	
12月	
1月	
2月	
3月	

※欄が不足する場合は、適宜別紙（A4）を添付してください。

別記第8号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

申請者名 様

熊本県知事

年度水俣病関連情報発信支援事業補助金変更決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のありました 年度水俣病関連情報発信支援事業補助金補助対象事業の変更については、下記のとおり熊本県補助金等交付規則第7条第2項により承認しましたので、同条第3項において準用する同規則第6条の規定により通知します。

記

1 補助対象事業名

2 補助金交付決定額 金 円
（うち前回までの決定額 金 円）

3 変更の内容

別記第9号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

申請者名 様

熊本県知事

年度水俣病関連情報発信支援事業補助金計画変更承認通知書

年 月 日付け 第 号で申請のありました 年度水俣病関連
情報発信支援事業補助金補助対象事業の下記の変更については、熊本県補助金
等交付規則第7条第2項により承認しましたので、同条第3項において準用す
る同規則第6条の規定により通知します。

記

1 補助対象事業名

2 変更の内容

別記第10号様式（第12条関係）

第 号
年 月 日

熊本県知事

様

住所

補助事業者名

年度水俣病関連情報発信支援事業補助金遂行状況報告書
年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度水俣病関連情報発信支援事業補助金補助対象事業の遂行状況について、熊本県補助金等交付規則第11条及び水俣病関連情報発信支援事業補助金交付要項第12条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 事業名

2 事業費

3 着手年月日

4 完了予定年月日

5 年 月末の出来高

円（支払済額）

（事業進捗状況）

6 備考 ※事業実施上の問題点があれば記入してください。

別記第 1 1 号様式 (第 1 3 条関係)

第 年 月 日

熊本県知事 様

住所
補助事業者名

補助工事等しゅん工確認検査要請書

下記の工事をしゅん工しましたので、確認くださるよう要請します。
記

- 1 補助事業名
- 2 工事名
- 3 工事場所
- 4 請負者 (所在地、商号、氏名)
- 5 請負金額 円
- 6 実施工期 (着工) 年 月 日
(しゅん工) 年 月 日
- 7 しゅん工検査 年 月 日
- 8 検査員職・氏名
- 9 工事概要 (構造、規模、床面積等を記入)

別記第 1 1 号様式の 2 (第 1 3 条関係)

第 年 月 日 号

補助事業者 様

熊本県知事

補助工事等是正通知書

確認検査の結果是正すべき部分がありますので、下記のとおり通知します。
記

- 1 補助対象事業名
- 2 工事名
- 3 工事場所
- 4 請負者 (所在地、商号、氏名)
- 5 実施工期 (着工) 年 月 日
(しゅん工) 年 月 日
- 7 確認検査日 年 月 日
- 8 検査員職・氏名
- 9 是正すべき事項

別記第 1 1 号様式の 3 (第 1 3 条関係)

補助工事等是正工事完了通知書

- 1 補助対象事業名
- 2 工事名
- 3 工事場所

上記工事の是正工事を完了しましたので、通知します。

年 月 日

補助事業者名

熊本県知事 様

別記第12号様式（第14条関係）

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

住所
補助事業者名

年度水俣病関連情報発信支援事業補助金実績報告書
年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった
年度水俣病関連情報発信支援事業補助金補助対象事業について、熊本県補助
金等交付規則第13条及び水俣病関連情報発信支援事業補助金交付要項第14
条の規定により別紙のとおり報告します。

補助金精算額調書

補助事業者 _____

(単位:円)

事業区分・名称	総事業費 (A)	寄付金その他の収入額 (B)	差引額 (C)=(A)-(B)	補助対象経費の支出予定額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	補助基本額 (G)	補助率	補助所要額 (I)	仕入に係る消費税等相当額 (J)	要補助金額 (K)=(I)-(J)	補助交付決定額		差引過△不足額 (N)=(M)-(K)	備考	
												(L)	うち補助受入済額 (M)			
			0			0	0	9/10	0		0			0		
			0			0	0		0			0			0	
			0			0	0		0			0			0	
			0			0	0		0			0			0	
			0			0	0		0			0			0	
			0			0	0		0			0			0	
			0			0	0		0			0			0	
			0			0	0		0			0			0	
計	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	

- (注)1. 「総事業費」欄は、補助事業に要する全ての経費を記入すること。
2. 「基準額」欄は、別途知事と協議した額を記入すること。
3. 「選定額」欄は、「補助対象経費の支出予定額」欄と「基準額」欄とを比較して少ない方の額を記入すること。
4. 「補助基本額」欄は、「差引額」欄と「選定額」欄とを比較して少ない方の額を記入すること。
5. 「補助所要額」欄は、「補助基本額」欄に記載された額に「補助率」欄の補助率を乗じて得た額を記入すること。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。
6. 「仕入に係る消費税等相当額」欄には当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかな場合については、その額を記入すること。ただし、当該消費税等相当額がない場合には備考欄に「該当無」と、明らかでない場合には「未確定」と記入すること。
7. 「補助金交付決定額」欄は、既に交付決定を受けた額を記入すること。
8. 「うち補助受入済額」欄は、「補助交付決定額」欄のうち、交付決定を実際に受け入れた額を記入すること。
9. 各欄とも消費税及び地方消費税相当額を含んだ額とすること。

事業実績報告書

1 事業の名称			
2 事業の目的			
3 事業の内容			
4 事業実施期間	年	月	日から
	年	月	日まで
5 事業実施場所			
6 事業費	区分	金額（円）	備考
	総事業費（A）	0	
	寄付金その他の収入（B）	0	
	差引（C = A - B）	0	
	補助対象経費（D）	0	

事業実績報告書

事業の名称		支出済整備費内訳						
開設者（設置者）及び経営者	施設名	所在地	区分	費目	数量	単価	金額	備考
			補助対象事業分			円	円	
施設の規模及び構造等								
敷地の状況	敷地面積 m^2 （自己所有地、借地、買入（予定）地の別）							
事業の種別	（新築、増築、改築の別）							
建物の構造及び面積	（ 造）階建	建築面積 m^2 延べ面積 m^2						
施行状況（事業に伴う予算措置、入札、契約、検収、支払時期等を記入）				小計				
			補助対象外事業分			円	円	
				小計				
			合計					
			その他 参考事項					
工事の施工方法	（直営、請負の別） 請負の場合 年 月 日契約							
施工期間	着工 年 月 日 ~ 竣工 年 月 日							

(注) 1. 事業ごとに別葉に作成すること。

2. 支出済整備費内訳の「費目」欄は、要項別表2の対象経費に定める費目毎に区分して記入すること。

3. 次の書類を添付すること。

①補助事業完成後の施設の全景及び補助対象事業の概要を示す写真、②契約書の写、③補助事業完成後の施設の構造概要及び平面図（必要により室の用途を示すこと。）、④補助対象区域の工事設計書、工事費内訳及び事務費内訳、⑤建築基準法第7条第3項の規定による竣工検査書の写

収支精算書

1 収入

区 分		精算額（円）	予算額（円）	備 考
水俣病関連情報発信支援事業 補助金（国・県分）	ア			
上記以外の補助金等 （名称： ）	イ			
その他 （具体的に記入してください）	ウ			
収 入 合 計				—

2 支出

経費内訳		精算額（円）	予算額（円）	積算根拠
補助対象経費となりうる経費				・〇円×〇回＝〇円 ・〇円×〇人＝〇円 など、詳細に記入 してください。
	補助対象経費 計	エ		
補助対象外経費				
	補助対象外経費 計	オ		—
支 出 合 計 エ～オ				—

※欄が不足する場合は、適宜別紙（A4サイズ）を添えてください。

※補助対象経費は、要項第5条を参照してください。

〇〇年度 歳入歳出決算書（見込）抄本

（歳入）

款 項 目	節	予算現額					収入済額		不納欠損額	収入未済額	収入予算額に 比し収入済額 の差 (△は減)	うち国 庫補助 金相当 分	付記						
		当初予 算額	追加更 正予算 額	繰越事 業費相 当額	計		うち国 庫補助 金相当 分	うち国 庫補助 金相当 分					(事業区分)		(事業区分)		計		
					うち国 庫補助 金相当 分	計							予算現 額	収入済 額	予算現 額	収入済 額	予算現 額	収入済 額	
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
計																			

（歳出）

款 項 目	予算額				流用増 △減額	予算現額		支出済額		翌年度繰越事 業費 繰越額	うち国 庫補助 金相当 分	不用額	うち国 庫補助 金相当 分	節	付記						
	当初予 算額	追加更 正予算 額	前年度繰越事 業費 繰越額	うち国 庫補助 金相当 分		うち国 庫補助 金相当 分	うち国 庫補助 金相当 分	うち国 庫補助 金相当 分	うち国 庫補助 金相当 分						うち国 庫補助 金相当 分	(事業区分)		(事業区分)		計	
																予算現 額	支出済 額	予算現 額	支出済 額	予算現 額	支出済 額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	計	円	円	円	円	円	円		
計													うち国 庫補助 金相当 分								

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

（注）1. 歳入、歳出において事業区分が複数にわたる場合は、付記欄に事業区分毎に節の内訳を記載すること。（別紙でも可）

別記第13号様式（第14条関係）

第 号
年 月 日

熊本県知事

様

住所

補助事業者名

年度水俣病関連情報発信支援事業補助金年度終了実績報告書
年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった
年度水俣病関連情報補助金補助対象事業の〇〇年度における実績について、熊
本県補助金等交付規則第13条及び水俣病関連情報発信支援事業補助金交付要
項第14条第3項の規定により下記のとおり報告します。

記

1. 補助金の交付決定額

金 円（うち消費税額及び地方消費税相当額 円）

2. 補助事業の実施状況

※繰越承認を受けた場合は、翌年会計年度に行う補助事業に関する計画を
含む。

3. 補助金の経費所要額実績（別紙）

補助金の経費所要額実績

(単位:円)

事業名	交付決定の内容		年度内遂行実績		翌年度繰越額	
	補助対象事業費(a)	交付決定額	事業費支払実績額	補助金受入額	補助対象事業費	補助金所要額
		(b)	(c)	(d)	(a) - (c)	(b) - (d)
計						

別記第14号様式（第15条関係）

第 号
年 月 日

補助事業者名 様

熊本県知事

年度水俣病関連情報発信支援事業補助金交付確定通知書
年 月 日付け 第 号で交付決定しました 年度水俣病関
連情報発信支援事業補助金については、熊本県補助金等交付規則第14条の規
定により、下記のとおりその額を確定したので通知します。

記

- 1 交付確定額 金 円
- 2 交付決定額 金 円

別記第15号様式（第16条関係）

年度水俣病関連情報発信支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で確定の通知がありました 年度水俣病関連情報発信支援事業補助金として、下記の金額を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第16条の規定により、請求します。

記

請求額 金 円

補助金振込先	金融機関名	銀行・信用金庫・信用組合 ・労働金庫・農協 いずれかに○
	支店名	支 店
	預金種目	1 普通 2 当座 いずれかに○
	口座番号	
	口座名義	

年 月 日

住所
補助事業者名

熊本県知事

様

別記第16号様式（第16条関係）

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

住所
補助事業者名

年度水俣病関連情報発信支援事業補助金概算払申請書
年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度水俣病関連
情報発信支援事業補助金の交付を下記のとおり概算払により受けたいので、熊
本県補助金等交付規則第16条及び水俣病関連情報発信支援事業補助金交付要
項第16条第2項の規定により、申請します。

記

1 概算払申請額 金 円

補助対象 経費	交付決定額 (ア)	概算払 受領済額(イ)	今回概算払 申請額(ウ)	残額 (ア) - (イ) - (ウ)

2 概算払を必要とする理由及び概算払申請額積算の根拠

(理由)

(積算根拠)

別記第16号様式の2（第16条関係）

年度水俣病関連情報発信支援事業補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定がありました 年度水俣病関連情報発信支援事業補助金のうち、下記の金額を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第16条及び水俣病関連情報発信支援事業補助金交付要項第16条第2項の規定により、関係書類を添えて請求します。

記

請求額 金 円

補助金振込先	金融機関名	銀行	支店
	預金種目	1 普通 2 当座	いずれかに○
	口座番号		
	(フリガナ) 口座名義	()	

年 月 日

住所

補助事業者名

熊本県知事

様

熊本県知事

様

補助事業者名

年度水俣病関連情報発信支援事業
完了予定期日変更及び繰越報告書

補助事業者名			事業費				
			補助基本額	補助率	補助額		
			円		円		
事業着手年月日	交付決定済額	補助金受入調書				補助金繰越予定額	
		受入済額	受入予定額	計			
	イ 円	円	円	円	円	イーロ 円	
3月31日まで事業費支払確定予定額の算出の基礎						ホ 事業費繰越予定額	
ハ 事業支払義務確定額			ニ 事業費支払予定額	ハ十二 3月31日まで事業費支払確定予定額	事業完了予定日		
支払済額	支払義務額	計				現申請	
円	円	円	円	円	円	今回申請	
事業費支出予定額年度別内訳							
費目	当初事業内容		当該年度支払確定予定額		翌年度繰越予定額		摘要
	規模及び構造	金額	数量	金額	数量	金額	
		円		円		円	
繰越の理由							
その他参考事項							

- (注)
- 「事業費」、「交付決定額」、「補助金受入調書」、「補助金繰越予定額」、「3月31日まで事業費支払確定予定額の算出の基礎」及び「事業費繰越予定額」には、消費税及び地方消費税相当額を含む額を記入すること。
 - 「受入予定額」とは、3月31日までの事業費支払確定予定額に相当する補助額から「受入済額」を控除した額をいう。
 - 「ハ 事業支払義務確定額」とは、補助対象事業が既に完成された分（法律上の給付行為）に対する事業費の支払済額及び支払義務額（現在までの支払義務確定額）をいう。
 - 「ニ 事業費支払予定額」とは、補助対象事業の未完成部分について3月31日までに完成の見込みのある事業に要する費用をいう。
 - 「ホ 事業費繰越予定額」とは、「補助基本額」から3月31日までの事業費支払確定予定額を控除した額をいう。
 - 「事業費支払予定額年度別内訳」の記載事項については、補助申請書の施設整備事業計画書の該当部分を参照すること。
 - 本報告書提出後、繰越額確定計算書作成までの間に変動があった場合は、速やかに訂正の上提出すること。

別記第17号様式の2（第17条関係）

第 号
年 月 日

（申請者） 様

熊本県知事

年度水俣病関連情報発信支援事業に係る繰越の承認について
年 月 日付け 第 号で報告のありましたこのことについて、
下記のとおり承認することとしましたので通知します。

記

1 補助対象事業

2 繰越額

金 円

3 繰越の条件等

年度水俣病関連情報発信支援事業補助金調書

市町村

（単位：円）

都 道 府 県			市町村								備 考	
歳出予算科目	交付決定の額	補助率	歳入				歳出					
			科目	予算現額	収入済額	うち国庫補助金相当額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額		うち国庫補助金相当額
計												

- （注Ⅰ）
1. 間接補助事業者が市町村の場合、本様式を作成すること。
 2. 「市町村」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目及び節を、歳出にあつては、款、項及び目をそれぞれ記載すること。
 3. 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
 4. 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- （注Ⅱ） 請負契約その他の契約を締結したときは①予定価格見積調書又はこれに代わるべき書類、②競争公告又はこれに代わるべき書類、③入札書及び入札経過調書又はこれに代わるべき書類、④契約書又はこれに代わるべき書類（工事請負契約書には該当工事の仕様書及び見積明細書を添付しておくものとする。）等の関係書類を5年間整理保存しておくものとする。